

熊本県公報

第 1 1 3 4 7 号
平成 17 年 12 月 14 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更.....(道路総務課) 1
- ".....(") 2
- 指定居宅サービス事業所等の変更届.....(高齢者支援総室) 2
- ".....(") 2
- 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生.....(畜産衛生課) 3
- 保安林の指定.....(森林保全課) 3
- 道路の区域変更.....(道路総務課) 3
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定.....(生活保護・援護課) 3
- ".....(") 4
- 生活保護法の規定による指定介護機関の廃止.....(") 5

公 告

- 換地計画の決定及び公告・縦覧.....(農地建設課) 5
- 開発行為工事完了.....(建築課) 5
- 基本測量の実施.....(監理課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村意見.....(商工政策課) 6
- ".....(") 6
- 宅地建物取引業法の規定による行政処分についての公開の聴聞.....(建築課) 6
- 熊本県産業廃棄物処理業者台帳管理システム開発業務委託に係る一般競争入札の実施.....(廃棄物対策課) 7
- 団体営土地改良事業計画変更の同意.....(農村計画課) 8
- 土地改良区役員 登 載 依 頼
- 熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会の開催.....(熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会) 10

告 示

熊本県告示第 1402 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年12月14日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本大津 線	菊池郡大津町大字矢護川字一尾刎 37番2地先から 同大字 字二ノ辻 210番1地先まで	前	4.8 ～ 20.3	185.2	単道改
			後	13.0 ～ 26.5	185.2	

2 区域変更する期日 平成17年12月14日

熊本県告示第1403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年12月14日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	山西大津 線	菊池郡大津町大字錦野字西迫 430番5地先から 同大字 字御の鶴 406番5地先まで	前	5.0 ～ 10.0	296.0	単道改
			後	9.0 ～ 24.0	296.0	
"	瀬田熊本 線	菊池郡大津町大字錦野字西迫 417番5地先から 同字 416番1地先まで	前	4.0 ～ 8.0	45.0	交差点 改良
			後	16.0 ～ 37.0	45.0	

2 区域変更する期日 平成17年12月14日

熊本県告示第1404号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の変更の届出があった。

平成17年12月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
ケアセンターファミリー 熊本市八王寺町19番地9-105	事業所の所在地	熊本市九品寺三丁目16-18 ス コーレ林田1F
訪問介護ステーション八代のぞみ 八代市港町1番地1中野ビル1F	事業所の所在地	八代市松江町527番地の2サ ンリッチビル2F

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
デイサービスセンター太陽 熊本市河内町白浜堀切1440-2	事業所の名称	デイサービスセンターみか んの丘

熊本県告示第1405号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業所の変更の届出があった。

平成17年12月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
一桃 熊本市小島上町1556	事業所の所在地	熊本市新土河原二丁目3-36
草佳苑 菊池市深川400番	事業所の所在地	菊池市亘264番地16
ひまわり 熊本市河内町白浜堀切1440-2	事業所の名称	みかんの丘

熊本県告示第 1406 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 17 年 12 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 17 年 12 月 2 日	阿蘇市	1 戸 2 頭	乳用牛

熊本県告示第 1407 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 17 年 12 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字崎津字藤右衛門迫 212、213、217、222、224 の 2、226、227、229、234 の 2 から 234 の 4 まで、字鶴渡崎 235、240 から 242 まで、245、248、249 の 2、字村上 269 の 11、269 の 15、269 の 16、283 の 1、287、289、299、506 の 4、字字土迫 854、字浅り山 1057、1066、1070、1074、1077 から 1079 まで、1079 の 3、字中ノ迫 1084、1087 の 2、1087 の 4、1181、字登り立 1194・1197 から 1200 まで・1203・1204 の 1（以上 7 筆筆界未定。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字藤右衛門迫 234 の 3・字村上 287・289（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、字浅り山 1077、1078・1079・1079 の 3（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、字中ノ迫 1084
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1408 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 12 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 12 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	3 2 4 号	天草郡有明町大字大島子字永田 1912 番 3 地先から 同町大字小島子字桑子崎 502 番 1 地先まで	前	10.9 ～ 44.2	2,075.0	国交安施
			後	10.9 ～ 48.1		

- 区域変更する期日 平成 17 年 12 月 14 日

熊本県告示第 1409 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 17 年 12 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
玉名市社会福祉協議会玉名 玉名市岩崎 88 番地 4	社会福祉法人玉名市社会福祉協議会 玉名市岩崎 88 番地 4	平成 17 年 10 月 3 日
玉名市社会福祉協議会岱明 玉名市岱明町中土 1022 番地	社会福祉法人玉名市社会福祉協議会 玉名市岩崎 88 番地 4	平成 17 年 10 月 3 日

〔訪問入浴介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
玉名市社会福祉協議会玉名 玉名市岩崎 88 番地 4	社会福祉法人玉名市社会福祉協議会 玉名市岩崎 88 番地 4	平成 17 年 10 月 3 日

〔通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスあおば 荒尾市荒尾 1074 番地	社会福祉法人荒尾市社会福祉協議会 荒尾市荒尾 283 番地	平成 17 年 10 月 25 日
肥後高瀬 もやい処 玉名市高瀬字本町 224 番地 2	社会福祉法人天恵会 玉名市天水町部田見 440 番地	平成 17 年 9 月 1 日
よかここデイ 山鹿市山鹿 39 番地	社会福祉法人不動会 山鹿市鹿本町津袋 450 番地	平成 17 年 10 月 11 日
デイサービスセンター中ん迫 牛深市深海町 1950 番地	医療法人社団孔和会 牛深市久玉町 5716 番地 5	平成 17 年 10 月 20 日

〔通所リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
みねとま 八代市坂本町坂本 4139 番地 1	医療法人社団明佑会 八代市坂本町坂本 4139 番地 1	平成 17 年 10 月 26 日

〔福祉用具貸与〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
エール介護サービス 菊池郡菊陽町津久礼 3115 番地 2	豊田実業株式会社 水俣市浜松町 5 番 15 号	平成 17 年 10 月 1 日

〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
玉名市社会福祉協議会玉名 玉名市岩崎 88 番地 4	社会福祉法人玉名市社会福祉協議会 玉名市岩崎 88 番地 4	平成 17 年 10 月 3 日
玉名市社会福祉協議会岱明 玉名市岱明町中土 1022 番地	社会福祉法人玉名市社会福祉協議会 玉名市岩崎 88 番地 4	平成 17 年 10 月 3 日
玉名市社会福祉協議会天水 玉名市天水町小天 7237 番地 1	社会福祉法人玉名市社会福祉協議会 玉名市岩崎 88 番地 4	平成 17 年 10 月 3 日
まゆみケアプラン事業所 玉名郡玉東町山口 300 番地	有限会社雅 玉名郡玉東町山口 300 番地	平成 17 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1410 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 17 年 12 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
シニアカレッジ デイサービス でい兎 人吉市宝来町 43 番地の 1	株式会社リュウマネージメントサー ビス 人吉市宝来町 1285 番地の 5	平成 17 年 9 月 1 日

いつでもどこでんディサービスセンター 山鹿市古閑 1312-3	特定非営利活動法人コレクティブ 熊本市小糸山町 771-5	平成 17 年 11 月 25 日
------------------------------------	----------------------------------	-------------------

熊本県告示第 1411 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があった。

平成 17 年 12 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
アイリスケアセンター西松江 八代市大手町二丁目 7 番 25 号大手町太 陽ビル 1 階	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台 2 の 9	平成 17 年 8 月 10 日
堤病院ヘルパーステーション「元気」 人吉市九日町 100 番地	医療法人回生会 人吉市九日町 100 番地	平成 17 年 7 月 31 日

〔介護療養型医療施設〕

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
くまもと心療病院 宇土市松山町 1901 番地	平成 17 年 9 月 30 日

公 告**熊本県公告第 928 号**

県営宝川内地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 17 年 12 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧の期間 平成 17 年 12 月 15 日から
平成 18 年 1 月 19 日まで
- 縦覧の場所 水俣土地改良区事務所
- 縦覧に供する書類の名称
 - 換地設計書
 - 各筆換地明細書
 - 清算金明細書
 - 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 929 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 12 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字御代志字沖野 1829 番 1 の一部、同 1830 番 1 及び同 1831 番 1
1,498.49 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡西合志町大字御代志 1829 番地 1
水崎 三喜男
熊本市渡鹿四丁目 5 番 31 号
水崎 聖幸健

熊本県公告第 930 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 17 年 12 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（ジオイド測量）	平成17年12月14日から 平成18年2月28日まで	熊本市、八代市、玉名市、本渡市、 山鹿市、宇土市、上天草市、宇城 市、下益城郡城南町、玉名郡玉東 町及び三加和町、鹿本郡植木町、 葦北郡芦北町並びに天草郡倉岳町、 栖本町、新和町、五和町、苓北町、 天草町及び河浦町

熊本県公告第931号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき平成17年7月4日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成17年12月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウンはません店
熊本市田井島一丁目2-1
- 2 市町村意見の概要
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成17年12月14日から平成18年1月14日まで

熊本県公告第932号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成17年6月27日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成17年12月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
第3シルクビル（熊本市大江四丁目2番3号）
熊本城屋（熊本市下通一丁目3番10号）
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成17年12月14日から平成18年1月14日まで

熊本県公告第933号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成17年12月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時
平成17年12月21日 午後2時
- 2 聴聞の場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁北側会議棟3階303会議室
- 3 被聴聞者
商 号 玉田不動産商事
代表者氏名 代表者 玉田 正利
事務所所在地 熊本県熊本市二本木3-11-5
免許証番号 熊本県知事（9）第1527号
免許年月日 平成15年9月19日

熊本県公告第934号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年12月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称
熊本県産業廃棄物処理業者台帳管理システム開発業務(2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり(3) 委託期間
契約締結の日から平成18年3月31日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、熊本県産業廃棄物処理業者台帳管理システム開発業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成17年12月14日（水）から平成17年12月20日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 契約条項を示す場所

熊本県環境生活部廃棄物対策課（県庁行政棟新館5階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2278

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成17年12月14日（水）から平成17年12月21日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 交付場所

4に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成17年12月22日（木）午前11時から

イ 場所

熊本県庁入札室（県庁行政棟本館地下1階）

(4) 入札書の提出方法

5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。

6 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額

- を4の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第935号

平成17年7月25日付けで上天草市長何川一幸から協議のあった松島地区（米の山工区）土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年12月7日付けで同意した。

平成17年12月14日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県公告第936号

上益城郡益城町益城町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 17 年 12 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	森 下 誠 也	上益城郡嘉島町大字下六嘉 2436 番地
"	上 田 一 生	上益城郡益城町大字惣領 1028 番地
"	堀 川 紘 一	上益城郡益城町大字島田 787 番地
"	集 路 格	上益城郡益城町大字赤井 1891 番地
"	山 本 典 親	上益城郡益城町大字広崎 1389 番地
"	西 坂 信 一	上益城郡益城町大字平田 584 番地の 2
"	富 田 正 大	上益城郡益城町大字砥川 2382 番地
"	坂 井 荘 六	上益城郡嘉島町大字井寺 1029 番地
"	渡 辺 福 代	上益城郡益城町大字小池 1313 番地
"	森 島 征支郎	上益城郡益城町大字下陳 974 番地
"	吉 野 秀 昭	上益城郡益城町大字寺迫 46 番地
"	吉 田 靖 男	上益城郡益城町大字寺中 722 番地
"	田 上 保 弘	上益城郡益城町大字宮園 526 番地
"	河 北 雅 典	上益城郡益城町大字福原 3012 番地
"	倉 永 一 弘	上益城郡益城町大字安永 589 番地
"	松 野 隆	上益城郡益城町大字木山 440 番地
監事	河 原 泉	上益城郡嘉島町大字北甘木 1310 番地の 4
"	守 江 修	上益城郡益城町大字島田 1000 番地
"	斉 藤 勝 幸	上益城郡益城町大字古閑 391 番地
"	水 村 善 成	上益城郡益城町大字田原 375 番地
"	斉 藤 隆 幸	上益城郡益城町大字寺迫 1424 番地
"	松 本 功	上益城郡益城町大字平田 1271 番地の 2
就任		
理事	上 田 一 生	上益城郡益城町大字惣領 1028 番地
"	森 下 誠 也	上益城郡嘉島町大字下六嘉 2436 番地
"	河 端 俊 夫	上益城郡益城町大字砥川 2369 番地
"	坂 井 荘 六	上益城郡嘉島町大字井寺 1029 番地
"	森 島 征支郎	上益城郡益城町大字下陳 974 番地
"	倉 永 一 弘	上益城郡益城町大字安永 589 番地
"	松 野 隆	上益城郡益城町大字木山 440 番地
"	菅 野 義 昭	上益城郡益城町大字広崎 589 番地
"	鋤 野 俊 一	上益城郡益城町大字島田 1047 番地
"	田 崎 辰 郎	上益城郡益城町大字寺中 669 番地
"	村 上 賢 治	上益城郡益城町大字小池 1519 番地
"	坂 本 貢	上益城郡益城町大字赤井 1961 番地
"	續 幸 洋	上益城郡益城町大字宮園 476 番地
"	水 本 英 敏	上益城郡益城町大字平田 1005 番地
"	安 尾 敏 信	上益城郡益城町大字福原 1086 番地
"	園 川 茂	上益城郡益城町大字寺迫 993 番地の 2
監事	河 原 泉	上益城郡嘉島町大字北甘木 1310 番地の 4
"	中 林 功	上益城郡益城町大字砥川 2013 番地
"	宮 原 軍太郎	上益城郡益城町大字宮園 665 番地の 29
"	秋 月 博 實	上益城郡益城町大字馬水 459 番地
"	坂 口 政 弘	上益城郡益城町大字田原 42 番地
"	福 永 祐一郎	上益城郡益城町大字平田 611 番地

登載依頼

熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会公告第5号

第5回熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会を次のとおり開催する。

平成17年12月14日

熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会委員長 良 永 彌太郎

- 1 開催日時
平成17年12月20日(火)
午後1時30分から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館13階 会議室
- 3 議題
(1) 評価基準について
(2) 観察調査について
(3) 今後のスケジュール等について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会事務局
(熊本県健康福祉部福祉のまちづくり課地域福祉企画班)
(電話 096-333-2201)